

三原市結婚新生活支援事業補助金のご案内

少子化対策や三原市への移住の促進を目的として、新婚世帯に対し市内の住宅の取得費用・リフォーム費用・賃借費用、引越費用を補助します！



【概要】

概要は次のとおりですが、詳細な要件などについては、お問い合わせください。

| | | |
|------|---|--|
| 対象世帯 | <p>主な要件は次のとおりで、すべてを満たす世帯が対象です。</p> <p>(1) 令和6年1月1日以降に婚姻し、対象となる市内の住居の住所で住民登録していること。</p> <p>(2) 婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下であること。</p> <p>(3) 夫婦の所得の合計が500万円未満であること。 (貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の所得から年間返済額を控除します。)</p> <p>(4) 夫婦ともにマイナンバーカードを取得していること。</p> <p>(5) 地域活動に参加していること。</p> <p>※その他、諸条件あり</p> | |
| 対象経費 | 住居費 | <p>住宅取得費用、リフォーム費用</p> <p>住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料） ※賃料及び共益費は3ヶ月分が対象</p> |
| | 引越費用 | 引越業者または運送業者に支払った引越費用 |
| 補助金額 | <p>対象経費の合計額（令和6年4月1日～令和7年3月31日に支払ったもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> 夫婦共に29歳以下の世帯：限度額60万円 婚姻を期に夫婦の一方が三原市に移住した世帯：80万円 夫婦がともに移住した世帯：100万円 上記以外の世帯：限度額30万円 婚姻を期に夫婦の一方が三原市に移住した世帯：50万円 夫婦がともに移住した世帯：70万円 | |
| 申請受付 | 令和6年6月3日（月）～令和7年3月31日（月） | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 申請には、対象経費を支払ったことが証明できる領収書等が必要です。 補助金交付日から3年未満の間に、市外転出したときは補助金を返還いただきます。 詳細な要件や補助申請に必要な書類は、市ホームページ等に掲載しています。 | |

【お問い合わせ先】

三原市 経営企画部 地域企画課

電話：0848-67-6011

市ホームページ QRコード →

